

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 保険年金課 給付係	
許 認 可 等 名	一部負担金の減額, 免除及び徴収猶予	
根 拠 法 令	国民健康保険法	
根 拠 条 項	第44条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5159)	
審 査 基 準	基 準	徳島市国民健康保険一部負担金の減額, 免除及び徴収猶予実施要綱 (別添)
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (令和 6年12月11日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 7日 (休日を除く) (設定しないものについてはその理由)
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (令和 年 月 日最終変更)